

Q&A		
	質問	回答
1	事業所として未提出者を把握したい。毎月、未提出者の情報提供は可能か。	利用者等に確認が取れない場合、確認したい対象者を問い合わせさせていただき回答することは可能です。事業所様で「いつ」「誰に」「どのような」相談したのか記録を残すようにしてください。
2	申請書の提出はしたが、計画案の提出が間に合わなかった。遡及は行ってもらえないか。	事前に問い合わせ等なければ遡及対応は行いません。計画案が提出された日からの支給となります。
3	新規・変更時は計画案を利用（変更）日から2週間以内の提出とあるが、間に合わなかった場合はどうなるのか。	更新申請とは異なり、突発的な申請があると考えられるため、提出が遅れたことで支給を遅らせることは現状行わないが、今後方針を変える可能性があるため、厳守いただきますようお願いいたします。
4	市へ申請有無の問い合わせが増えることが想定されるが何か対策はするのか。	電子申請等を検討中
5	計画案を提出する際に、案内に同封されていた申請書とは別に申請書を提出することは問題ないか。	本人の同意を得ていれば問題ありません。二重申請になることや本人（保護者）から提出する必要がある書類（就学児サポート調査等）があるため、可能な限り本人（保護者）に記入していただき、書類を預かる等で提出してください。
6	申請書とは別に申請に係る添付書類（就学児サポート調査等）が未提出の場合、申請書と計画案を提出していたとしても遡及されないのか。	申請書と計画案が提出されていれば遡及します。ただし、提出いただけるまで受給者証の発行は行いません。
7	申請者に対する周知は行うのか。	更新案内時期以外に通知は行いません。更新案内時の通知を一部変更します。
8	疾病・入院等により申請書の提出ができないことやモニタリングが行えないことで計画案の提出が遅れる場合がある。その場合は何か対応してもらえるのか。	事情により判断するため、期限内までに必ず問い合わせしてください。
9	郵送の場合、消印有効か。	障がい福祉課必着となります。また、郵便事故等の責任は負いかねますので、期限が近い場合は直接窓口へ持参してください。
10	期限切れ後の申請は新規として取り扱うということであるが、受給者番号に変更はあるのか。また聞き取り調査や申請に係る添付書類（診断書等）も再度必要となるのか。	受給者番号は期限切れ前と同じ番号を引き継ぎます。期限切れ後から1月以内であれば期限切れ前の情報で受け付けるため、聞き取りや添付書類の再提出は求めません。
11	申請書類を郵送したはずだが、市に確認したところ受付されていないと回答があった。この場合は対応可能か。	郵便事故等の責任は負いかねるため、郵送される場合は、郵送後に市に送達の確認をしていただくか、書留等で郵送してください。
12	計画案(申請書)は提出していたが、期限後に申請書(計画案)が未提出だったことが発覚した。市は書類が未提出である旨の連絡は行うのか。	申請内容に不備がある場合のみご連絡させていただきます。書類の未提出である旨の連絡や再案内は行いませんので、必ず受給者証の状況確認を行った上で、支援に入るようにしてください。